

手続きチェックシート 転入

福智町に引越しされた方へ

転入届

住み始めた日から 14 日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」

(マイナンバーカードをお持ちの方には原則発行されません)

- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」
- ・国外から転入の方は「**パスポート**」

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類（有効期限内のもの）

役場で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

その他

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が必要なもの

- ・資格確認書（保険証）
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

転入

に関連する手続き

※代表的な手続きを記載しているため、世帯の状況によっては追加の手続きが必要になる場合があります

※税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	カードの継続利用(住所変更)	(お持ちの方) ・マイナンバーカード (暗証番号の入力があります)		住民課 窓口係	
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	マイナンバーカードは再申請が必要です	※受付窓口でご相談ください			
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	・印鑑 ・顔写真付きで身分を証明できるもの			

※各種保険証・受給者証・認定証等は、**後日郵送**となる場合があります

保 険	国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付			保険健康課 保険医療係	
	→70 歳から 74 歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書兼高齢受給者証の交付	(お持ちの方) 負担区分等証明書			
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	保険料の軽減有無確認	(お持ちの方) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票			
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付 ※資格喪失日より 1 4 日以内 ・国民年金の加入 (20 歳から 60 歳未満) ※資格喪失日より 1 4 日以内	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書			
	→各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請				
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療資格確認書の交付				
	→福岡県外から転入した方	負担区分の確認	(前の住所地で発行された) 負担区分等証明書			
	→各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が新たに必要な方	特定疾病療養受療証 などの申請	転入した方の認印 ※県内で引越した方で、今まで認定証を持っていた方は申請不要			

年金	年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ	日本年金機構にマイナンバーが収録されていない方のみ窓口でご相談ください		保険健康課 保険医療係	

※住所地特例施設へ転入する方は、手続きはありません

高齢	65歳以上の方	介護保険の加入（保険証は後日郵送）				
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の継続 介護保険資格者証の交付	（お持ちの方） 介護保険受給資格証明書		福祉課 高齢者支援係	
	→限度額認定証の要件を満たす方	限度額認定申請	※受付窓口でご相談ください			

障がい	障がいをお持ちの方	各種手帳や医療証の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療		福祉課 障がい者支援係	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	重度障がい者医療費助成の相談・申請	・資格確認書 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・前住所地の資格認定済証明書		保険健康課 保険医療係	

こども	小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き （入学通知書の交付）	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と入学通知書を学校へ提出		学校教育課 学校教育係	
	0歳～高校生のお子さんがある方 （児童手当の申請）	児童手当の申請 ※令和6年10月より高校生まで手当の対象 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して15日以内	・マイナンバーの確認できる書類 ・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証（3歳未満の子どもがいるとき） ・子どものマイナンバーの確認できる書類（子どもと別居しているとき）		こども課 こども支援係 ※必要なものがそろっていないなくてもお立ち寄りください	
	0歳～中学生のお子さんがある方	子ども医療費助成の相談・申請	・資格確認書（子） ・前住所地の資格認定済証明書（3歳以上） ・認印が必要な場合があります		保険健康課 保険医療係	
	0歳～就学前のお子さんがある方	乳幼児健診等の相談	※お問い合わせください		こども課	
	妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票		こどもすこやか係 0947-22-3700	
	学童クラブの利用を希望する方	学童クラブ入会	・雇用証明書など ※こども支援係までお問い合わせください		こども課こども支援係 0947-22-3700	
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください		こども課こども支援係	

こども	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		こども課こども支援係
		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	・資格確認書（親・子） ・前住所地の所得課税証明書 ・戸籍謄本または資格認定済証明書 ※認印が必要な場合があります		保険健康課 保険医療係
税・料金	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		こども課こども支援係
	水道を使用する方	使用開始申込み	田川広域水道企業団またはインターネットで手続きできます		田川広域水道企業団 料金センター 0947-23-2171
	公共浄化槽を使用する方 ※赤池地区の一部・東ヶ丘地区の汚水処理施設の方のみ	使用開始申込み 口座振替の申請	・預金通帳及び銀行の届出印もしくは キャッシュカード（要暗証番号）		住民課環境衛生係
	海外から転入される方で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任			
	税・料金等の口座振替を希望する方	口座振替の申請	・預金通帳及び銀行の届出印もしくは キャッシュカード（要暗証番号）		税務課
	原付自動車・小型特殊を所有している方	所有申告（軽自動車税）	※受付窓口でご相談ください		
	軽自動車（二輪以外）を所有している方	※軽自動車検査協会福岡主管事務所筑豊支所でご相談ください			軽自動車検査協会 筑豊支所 050-3816-1753
その他	125 ccを超え 250cc 以下のバイク、二輪の 小型自動車（250 cc超）を所有している方	※筑豊自動車検査登録事務所でご相談ください			筑豊自動車検査登録 事務所 050-5540-2080
	犬を飼っている方	犬の登録	前の住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票		住民課環境衛生係
	ごみの出し方のご案内	（ごみの出し方パンフレット）	※受付窓口でご相談ください		
	し尿に関するご案内				
	町営住宅に入居を希望する方 または町営住宅に同居する方	町営住宅入居の相談	※受付窓口でご相談ください		住宅課 公営住宅係
		町営住宅の同居手続き			



福智町役場

〒822-1292 福智町金田 937-2



役場代表電話
0947-22-0555

開庁時間

あさ **8 時 30 分** ～ 夕方 **5 時 15 分**

（土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです）

公式ホームページ



公式 LINE

